Quick × ワンプライス利用規約　令和 2 年 5 月 1 日改定

総則

第 1 条（Quick x ワンプライス）

Quick x ワンプライスとは、クイック・ネットワーク株式会社（以下当社）の業務提携先の WEB サイトに掲載し、業販可能な展示在庫車輌を売買取引できるサービスをいいます。

第 2 条（原則）

Quick x ワンプライスは、「Quick x ワンプライス利用規約」に則り運営されます。

会員が、Quick x ワンプライスに参加するに当っては、当社が市場の公正かつ円滑な運営のため設ける以下の諸規程及び指示に従わなければなりません。なお、以下の諸規程に記載のない事項が発生した場合には、当社の決定に合意するものとします。

1. 出品規程
2. 商談・落札規程
3. 検査規程
4. 書類規程
5. クレーム規程
6. 車輌輸送規程

第 3 条（掲載と取引の集計日）

Quick x ワンプライスは、原則として月曜日から土曜日（当社が別に定める日を除く）とします。

集計日は毎日とし、翌営業日に計算書を発行します。（但し、日曜を除く）

出品規程

第 1 条 （出品店義務）

出品店は次のことを義務として有するものとします。

1. 出品店は、自主検査を実施し、その仕様、品質、不具合、欠陥などの程度を誠実に、且つ明確に出品票に記入することとし、誤った記入や申告の漏れ、不適切な表現により問題が発生した場合、当社の裁定による責任を負わなければならない。また、当社は記入内容を不適切と判断した場合には、それを訂正できるものとします。
2. ８ナンバー改造車は、その改造内容（キャンピング等）を出品票に記入すること。
3. 成約車輌の譲渡書類は成約日を含め、８日以内に当社に提出すること。尚、元払いにて受領確認が取れる方法で発送すること。
4. クレーム及びトラブルが発生した場合は、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従うこと。
5. 元の名義人に対し、迷惑がかからないように配慮して出品手続きを行うこと。
6. リサイクル料金預託済み車輌は当社が定める所定の申告方法にて出品手続きをすること。
7. 保証書・記録簿等の証明書類、リモコン類、ナビディスク等は出品店で保管するものとし、成約後に譲渡書類と一緒に当社へ提出すること。
8. 走行距離について、メーター交換歴がある場合は当社が定める所定の申告方法にて出品手続きをすること。
9. 出品車輌に自動車税の滞納がないことを確認すること。
10. 成約日の属する月までの自動車税相当額を負担すること。
11. 出品店は、譲渡書類を提出する際には、予めその内容を充分に確認すること。
12. 出品店は譲渡書類の差替えや再発行が困難と思われる場合、抹消または自社名義への登録を行った上で出品すること。

第 2 条 （出品車輌基準）

Quick x ワンプライスは、以下の制限事項に当てはまるものは出品できないものとします。

1. 移転登録、または新規登録に必要な書類が完備しない車輌
2. 差し押さえ車、盗難車等の法的問題車、及び抵当権付車（解除不能）や接合車に該当する車輌
3. 事業用車　※過去事業用登録車は出品可能
4. 自走不可能な車輌
5. 事故現状車　※公道を走行できる状態の場合は出品可能
6. その他当社が出品不適当と判断した車輌

第 3 条 （出品車の掲載可能期間）

出品車の掲載可能期間は、無期限とします。

第 4 条 （掲載内容の訂正・変更）

出品店は、掲載後の車輌に関し掲載内容の訂正を行う場合、出品店責任において Quick x エントリー画面から内容訂正を行います。

第 5 条 （掲載休止・取消）

出品店は、何らかの理由で掲載を保留する場合、当社指定のシステムを利用し、自らの責任において掲載を休止または取消の処理を行わなければなりません。

第 6 条 （再掲載）

出品店は、掲載休止した車輌を再掲載することができます。

第 7 条 （掲載制限）

1. 当社は、掲載車輌の販売希望価格及び出品票への記載内容が適正でないと判断した場合、掲載内容の指導や制限を行う場合があります。
2. 掲載内容の指導や制限を実施したにもかかわらず改善がみられないと判断した場合、当社は掲載を停止することができるものとします。

第 8 条 （出品店の代金決済）

出品店に対する代金決済は次の通りとします。

1. 成約車輌の代金は、当社が定めた譲渡書類の締切日と支払日の通り当社が支払います。
   但し、到着した譲渡書類は書類規程第 1 条に適合していることが必要です。
2. 出品店が、当社に対して手数料、落札車輌代金その他の債務を有している場合には、当社は成約車輌代支払の際に、当該債務と相殺して決済することができるものとします。
3. 提携先や当社グループとの代金決済の相殺はできません。

第 9 条 （出品店都合による契約の解除）

出品店は、成約日の翌営業日 17:00 迄に自己都合で契約解除の申告をした場合、次の通り、落札店に対するペナルティ及び当社に対する手数料を支払うことで当該車輌の売買契約を解除することが出来ます。但し、当該車輌が車輌所在地より輸送された場合、契約の解除はできないものとします。

1. ペナルティは、５万円。
2. 手数料は、成約料及び落札料。

第 10 条 （落札店都合による契約の解除）

出品店は、落札規程第 8 条により落札店から契約解除の申し出があった場合、これを受けるものとします。

但し、 当該車輌が車輌所在地より輸送された場合、これに限りません。

商談・落札規程

第 1 条 （落札店義務）

落札店は次のことを義務として有するものとします。

1. 落札しようとする出品車について、掲載内容を十分に確認すること。

   WEB 上に掲載された文字情報と出品票の車輌情報が異なる場合は、WEB 上に掲載された出品票の車輌情報を基準とする。但し、「訂正内容」項目がある場合は、文字データを優先とする。

2. 落札後は、クレーム申告期限内に落札車輌とお買い上げ票との相違がないことを再度確認すること。
3. 落札車輌のクレームについては、その解決に建設的に協力し、当社の裁定に従うこと。クレームに係わる車輌であっても車輌代金は規程通り支払うこと。
4. 落札車輌の譲渡書類は到着後速やかにその内容を確認すること。
5. 落札車輌の名義変更は書類規程によるものとする。
6. 落札車輌の元の名義人に対し、迷惑のかかる行為を行わないこと。
7. 落札店は、落札車輌の第三者への転売後に発生したクレームに対し、自己の責任においてその解決に当ること。
8. 落札店が、出品店及び当社に対し、クレーム等、何らかの請求権を有する場合、その権利を第三者に譲渡してはならない。

第 2 条 （車輌所有権の移転）

1. 落札車輌の所有権は、落札店が落札車輌代金の支払を当社が確認した時点で出品店から落札店に移転するものとします。
2. 落札店が落札車輌代金を当社に支払う以前に、当社が出品店に対して車輌代金を支払った場合、当該車輌の所有権は担保として代金決済まで当社に留保されます。

第 3 条 （商談・落札方法）

落札は、当社会員及び当社提携先会員が WEB 上にて行うものとします。

1. 落札しようとする車輌に「商談申込」ボタンが表示されていた場合、落札申込者が当ボタンを押下し、自動輸送画面に表示される詳細に同意することで商談申込状態となり、第 7 条（商談時の代金決済）の1の後、出品店の車輌在庫および、出品店の販売の意思が確認された時点で契約成立となります。
2. 第 7 条（商談時の代金決済）の1の後は取消できません。但し、落札予約状態から2時間（商談窓口営業時間内）を経過しても出品店の車輌在庫が確認できない場合、落札申込者の意向により落札予約の取消申請ができるものとします。
3. 第 7 条（商談時の代金決済）の1の後、落札予約の取消し又は商談不成立の場合、翌営業日に予め登録された会員指定口座へ振込するものとします。※当社、休業日等は除く

第 4 条 （落札車輌の搬出）

1. 当社会員による落札車輌の輸送は、当社指定の輸送会社による自動輸送とします。
2. 詳細に関しては、「車輌輸送規程」に準じます。

第 5 条 （譲渡書類）

譲渡書類は代金決済後、送付するものとします。

第 6 条 （自動車税、自動車税相当額）

1. 落札店は落札車輌が普通車 登録ナンバー付の場合、書類規定に定める成約日の翌月以降の自動車税相当額を当社 に支払い、名義変更の結果により精算を受けるものとします。
2. 但し、軽自動車は、3 月成約分のみ、一律年間1万5千円を当社に支払い、名義変更の結果により精算を受けるものとします。

第 7 条 （商談時、落札後の代金決済）

落札店の代金決済は次の通りとします。

〈商談時〉

1. 落札車輌の車輌代金とその消費税をお支払い頂き入金の確認が取れた時点にて商談を開始するものとします。

〈落札後〉

1. 落札車輌の車輌代金と消費税を支払い済みの為、輸送料、落札手数料、自動車税等を計算書発行日を含め7日以内に振込みにて当社に支払うものとします。但し、決済期限日が当社もしくは金融機関の休業日にあたる場合は、その前日を期限日とします。
2. 提携先や当社グループとの代金決済の相殺はできません。

第 8 条 （落札店都合による契約の解除）

落札店は、成約日の翌営業日 17:00 迄に自己都合で契約解除の申告をした場合、次の通り、出品店に対するペナルティ及び当社に対する手数料を支払うことで当該車輌の売買契約を解除することが出来ます。但し、当該車輌が車輌所在地より輸送された場合、契約の解除はできないものとします。

1. ペナルティは、５万円とします。
2. 手数料は、成約料及び落札料。

第 9 条 （出品店都合による契約の解除）

落札店は、出品規程第 9 条により出品店から契約解除の申し出があった場合、これを受けるものとします。但し、 当該車輌が車輌所在地より輸送された場合、これに限りません。

第 10 条 （禁止行為）

落札車輌の元の名義人ならびに出品店に対し、迷惑のかかる行為を行うことを禁止します。

1. 出品店に対し直接連絡が発覚した場合、当社裁定により、
   ペナルティとして5万円、さらに連絡をした場合１０万円を出品店に対し支払うものとします。
2. 交通違反・放置車輌・旧所有者への問合せが発覚した場合
   ペナルティとして5万円さらに解決の努力を怠った場合、ペナルティとしてさらに１０万円を出品店に対し支払うものとします。

第 11 条 （非課税車の消費税返還）

落札車輌が福祉車輌等による消費税非課税車であった場合、中古車として売買される際に、対象装置の不良、欠品等が判断できない為、消費税を計上します。但し、出品店による非課税申告があった場合は除きます。

第 12 条 （リサイクル料金の取扱い）

リサイクル料金の誤請求があった場合、落札店へ書類到着日含む 7 日以内に落札店より申告された場合に限り処理を行います。

検査規程

第 1 条 （検査方法）

1. Quick x ワンプライスに出品する掲載車輌の検査方法は、出品店による自主検査とします。出品店は、車輌検査の結果を Quick x ワンプライス評価点採点基準に基づいて、評価点を付与するものとします。

第 2 条 （出品票）

出品店は、検査情報の掲載について以下の出品票を利用することが出来ます。

1. 「Quick x ワンプライス出品票」を利用した掲載
   A. 検査結果・評価点及び車輌情報を「Quick x ワンプライス専用出品票」に記入し掲載することとします。
   B. 当社が認めた車輌状態図を「Quick x ワンプライス出品票」として利用し、車輌検査の結果を Quick x ワンプライス評価点採点基準に基づいて評価点を付与した上で掲載することとします。

第 3 条 （採点基準）

Quick x ワンプライス評価点の採点基準は別途定めます。

Quick x ワンプライス　評価点採点基準

1.（評価点採点基準）Quick x ワンプライスの出品車輌評価点採点基準は以下の表の通りとします。

点数	登録	走行	基本内容及び状態	制限
S	1 年 未満	1,000km 以内	・無傷、無補修	
6	3 年 未満	30,000km 以内	・ほとんど無傷、無補修 ・微小で目立たない加修跡、小キズ、小ヘコミ程度	
5	5 年 未満	50,000km 以内	・軽微な加修跡はあるが、状態が良好なもの ・部分的で目立たないキズ、ヘコミがあるもの ・内装は良好	
4.5	制限 無し	100,000km 以内	・加修跡は良好なもの ・キズ・ヘコミ・が少々あるもの ・内装は小汚れ、小コゲ、小コゲ穴があるもの ・コアサポート・バックパネルにダメージの無いもの	・ボルト取付の外板 1 パネルの交換
4	制限 無し	制限 無し	・加修跡は良好なもの ・キズ・ヘコミ・サビがあり、少々の加修を要するもの ・内装は汚れ、コゲ、コゲ穴があるもの ・コアサポート、バックパネルにダメージのあるもの	・ボルト取付のコアサポートの交換 ・コーションプレート欠品 ・色替車
3.5	制限 無し	制限 無し	・ 内外装の状態が悪く、加修を要するもの ・ 外装に部分的な塗装ボケがあるもの ・ 骨格部位の小さな損傷で修復歴の範囲でないもの ・ メーター改ざん車・走行不明車	・ルーフを除く、溶接取付の外板 1 パネルの交換 ・小さなもの（カードサイズ未満）
3	制限 無し	制限 無し	・内外装に大きなダメージがあり、多くの加修を要するもの ・外装に全体的な塗装ボケがあるもの ・サビ・腐食があり、多くの加修を要するもの	
2	制限 無し	制限 無し	・商品化に多大な加修を要するもの ・腐食の状態が悪く、腐食穴があるもの	・粗悪車
1	制限 無し	制限 無し	・災害車（冠水歴車、火災歴車など）	・自走可能な車
R	制限 無し	制限 無し	・修復歴車	

2.（瑕疵記号）瑕疵記号の内容は以下の通りとします。

瑕疵記号	内容	瑕疵記号	内容	瑕疵記号	内容	瑕疵記号	内容
A	キズ	B	キズ・ヘコミ	W	補修跡	Y	切れ・ワレ
U	ヘコミ	AU		S	サビ	XX	交換跡
BP	板金痕	P	色アセ・Pハゲ	C	腐食	X	交換要す

ダメージレベル

記号	内容	ﾚﾍﾞﾙ/ｸﾞｰ鑑定	イメージ
A	キズ	A/きず極小	2、3cm程度のキズ
		A1/きず小	10cm程度のキズ（拳大程度）
		A2/きず中	20cm程度のキズ（手のひら大程度）
		A3/きず大	A2 以上のキズ（手のひらをこえるもの）
U	ヘコミオサレ	U/へこみ極小	エクボ（親指くらい）
		U1/へこみ小	小へこみ（拳大程度）
		U2/へこみ中	へコミ（手のひら大程度）
		U3/へこみ大	U2 以上のへコミ（手のひらを超えるもの）
BまたはAU	キズ ヘコミ	B、AU/きず・へこみ極小	キズへコミ
		B1、AU1/きず・へこみ小	拳大のキズ・へコミ
		B2、AU2/きず・へこみ中	手のひら大のキズ・へコミ
		B3、AU3/きず・へこみ大	手のひらを超えるキズ・へコミ
P	色あせ 色ボケ 剥がれ	P1	軽微な色褪せ、塗装剥がれ、塗装ナミの強いもの
		P2	部分的な色褪せ、塗装剥がれ、塗装仕上がりの悪いもの
		P3/色あせ・艶びけ 有	大きな色褪せ、塗装剥がれ
W	補修跡	W1	補修跡のあるもの
		W2	容易に確認できる補修跡でナミがある
		W3/補修痕 有，板金痕 有	再加修の必要な補修跡

3.（内装評価採点基準）Quick x ワンプライス内装評価採点基準は以下の表の通りとします。

評価	基準	目安
A	加修のかからない状態のもの	・軽微なコゲ、小キズ、革シート小シワ程度のあるもの
B	加修を必要とするもの	・コゲ、コゲ穴、ビス穴、キズ、切れ、破れ、汚れ、シミ等があるもの ・クリーニング等で目立たなくなる汚れのあるもの
C	多大な加修を必要とするもの	・張替え等の主要部品の交換が必要な状態のもの ・内張り、シート等が多数欠品しているもの ・異臭のあるもの

内装評価の単独基準とし、全体評価点とは連携しません （内装評価による制限を設定しない）。

4.（修復歴車の定義） 修復歴車とは、次の各部位を交換、修正してあるもの、または修正を要する車輌とします。
クロスメンバー（フロント・リア）、サイドメンバー（フロント・リア）、インサイドパネル（フロント・リア）、 ダッシュパネル、ピラー、ルーフ、センターフロアパネル、フロアサイドメンバー、 リアフロア（トランクフロア）
※クロスメンバー（フロント）：左右サイドメンバーに直接溶接接合されているもの（間接接合は除く）

5.（接合車の定義） 他車の部品（中古部品）を用いて、事故骨格を含む複数パネルを一体で交換（接合）しているもの。
または、当社が接合車と判断したもの。

6.（災害車の定義）
（1）冠水車
災害や浸水などによって、水または泥等が室内に流れ込んだもの。または、当社が冠水車と判断したもの。
（2） 火災車・消化剤噴霧跡
災害・火災・消化剤噴霧跡などによって、著しく商品価値が下落する状態のもの。または、当社が災害車と判断したもの。

書類規程

第 1 条 （書類の完備）

譲渡書類の完備とは全国どこの陸運支局、または検査登録事務所でも登録可能な書類で、次のいずれもの要件を備えるものとします。

1. 登録ナンバー付き車の譲渡書類は印鑑証明、委任状等の有効期限が成約日の属する月の翌月末日以降であること。但し、譲渡書類が有効期限を満たさない場合でも、譲渡書類有効期限を名義変更期限とすることを落札予約中及び値引き交渉中に出品店から申告がなされ、これを落札申込店が承諾し、かつその期限が成約日を起算日として22 日以上で、当社に成約日を含め8日以内に譲渡書類が提出された場合に限り、書類完備扱いとします。
2. 完成検査終了証及び予備検査証の有効期限は成約日の属する月の翌月末日以降とします。

第 2 条 （書類不備）

1. 第 1 条に該当しないものは不備書類とします。但し、第 1 条第 1 項の条件に満たない場合でも、出品店が落札店に対し早期名義変更依頼料として 2 万円を支払うことで落札店の承諾を得た場合はこの限りで はありません。
2. 中間省略登録（ダブル移転）、破産会社や死亡相続書類等、地域によって取り扱いが異なるものは、受付致しません。こ の場合は、自社名義に名義変更後出品するものとします。但し、落札店が承諾した場合はこの限りではありません。

第 3 条 （譲渡書類の罰則）

1. 出品店が譲渡書類の全部、または一部の引渡しを遅延した場合、遅延日数により次のペナルティを課します。
   1）成約日含め8日を越えた場合、1万円
   2）以降1週毎に1万円を加算
2. 落札店に譲渡書類到着後に書類不備が判明した場合は、以下の取扱いとします。
   1） 譲渡書類到着日を含め3日以内に不備の申告があった場合、出品店は申告日を含め7日以内に書類を完備させ当社に提出するものとします。落札店申告日から7 日を超過した場合、出品店は遅延ペナルティとして1万円を落札店に支払うものとし、更に7 日経過毎に1万円を加算します。
   2）当社への代金支払がオークション計算書発行日を含め7 日を越えた場合は書類の完備のみ行い、出品店への遅延ペナルティは課さないものとします。
3. ペナルティは、当社が出品店より徴収し、原則として落札店に支払うものとします。
4. 成約日を含め22日以内に入庫しない場合、落札店はペナルティを伴うキャンセルができるものとします。この場合出品店が支払うペナルティは10万円＋実費相当額とします。

第 4 条（差替及び再発行手数料）

落札店における譲渡書類の紛失、失効及び書き損じ等による差替えについては、次の手数料をもって出品店に依頼するものとします。但し、旧所有者が記入すべき欄（車名、型式、車台番号、原動機の型式、旧所有者名及び住所）の書き損じについては手数料を免除とします。また、差替え及び再発行は全て当社を通じて行うものとします。但し、当社裁定により、再発行に掛かる実費をご請求させていただきます。

1. 全部　10万円（軽自動車の返納証明書を含む）
   （当社の裁定により実費が加算される場合があります。）
2. 一部
   ①. 印鑑証明　5万円
   ②. 委任状、譲渡書、住民票、謄本など　各一点につき　3万円
   ③. 軽自動車 OCR シート、申請依頼書　各一点につき　3万円
   （上記手数料に当社が領収書等で確認し、相当と認めた費用が加算される場合があります。）

第 5 条（名義変更）

1. 落札車輌の名義変更期限は、成約日の属する月の翌月末日とします。
2. 落札店による名義変更完了の届出期限は成約日の属する月の翌々月５日とし、その届出方法は車検証の「写し」またはこれに準ずるものに当該成約日付及び出品番号を記載したものを当社に提出することとします。尚、FAX による届出の場合は、落札店の責任において当社に対し受領確認を行うものとし、当社が到着を確認した時点で届出の完了とします。また、名義変更の届出期限が当社休業日の場合、前日の営業日を届出期限とします。

第 6 条（自動車税相当額）

1. 落札店より預る登録ナンバー付き車の自動車税相当額は、月単位とし次表の通り成約日の属する月の翌月を起算日とする東京都税基準の残月分相当額とします。
   軽自動車は３月成約のみ一律年間１万５千円とします。

開催	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
残月	2 ヶ月	1 ヶ月	12 ヶ月	11 ヶ月	10 ヶ月	9 ヶ月
開催	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
残月	8 ヶ月	7 ヶ月	6 ヶ月	5 ヶ月	4 ヶ月	3 ヶ月

2. 名義変更完了後、次のように自動車税相当額を精算します。移転登録の場合、落札店からの預かり額全額を出品店に支払います。抹消登録の場合は以下のように精算します。

抹消登録月	返金	
	落札店	出品店
成約日の同月	預かり金の全額	0
成約日の翌月	1 ヶ月差し引残額	1 ヶ月

抹消登録が成約日の属する月の翌々月以降となった場合、成約日の属する月の翌月を基点とし抹消登録月までの月割額を落札店負担とし、出品店に支払います。また、軽自動車の税止めは必ず落札店の責任で行うこととします。 尚、新年度の自動車税が前の名義人に請求された時は落札店で税止めの処置を怠ったものとし、自動車税の税止め処置が完了するまで自動車税を請求します。

第 7 条（自動車税相当額の集計と精算）

1. 第 6 条第 2 項に基づき、当社所定の手続きにて精算します。
2. 登録ナンバー付き車が移転登録後、移転登録日と同一年度内に抹消登録された場合、出品店は自動車税相当額の精算終了後であっても、当社が行う自動車税相当額の再精算に応じ、抹消登録日翌月から年度末までの月割自動車税相当額を落札店に支払うものとします。但し、当社は落札店が当社に対し抹消登録日の翌月５日までに口頭または電話による申出の上に抹消謄本の提出を行った場合に限り、この再精算を行うものとします。

第 8 条 （名義変更遅延の罰則）

1. 落札店が第 5 条第 1 項に定める名義変更期限に遅延した場合は、以下の取扱いとします。
   1） 名義変更期限もしくは名義変更完了届出期限に遅延した場合、落札店は出品店に対し、名義変更遅延ペナルティとして1万円を支払うものとします。更に名義変更期限から7日経過毎に1万円を加算します。
   2）名義変更完了届出期限を経過しており、名義変更完了日より 5 日以内に提出されない場合、更に 1 万円を加算します。
   3） 名義変更完了届出期限を経過した場合、当社は落札店に対して名義変更確認費用として実費請求するものとします。尚、名義変更確認費用の課金に関わらず、落札店は当社への名義変更完了届出の義務は負うものとします。
2. 名義変更期限が3月末日までの登録ナンバー付き車の名義変更実施が翌年度となり、前所有者に翌年度分自動車税の請求がされた場合、落札店は前項に定める名義変更遅延ペナルティに加え、さらに名義変更年度越えペナルティ1 万円を出品店に支払うものとします。また、落札店は前所有者に請求された次年度分自動車税の相当額を負担するものとします。

第 9 条 （自動車税未納、税止め不備の罰則）

1. 成約車輌の車検満了日の前、1ヶ月以内に自動車税の未納が発覚し、落札店が継続検査を受けることができなかった場合、出品店は自動車税未納ペナルティ1 万円を落札店に支払うものとします。（但し、自動車税納付期限内は除く）また、出品店は未納自動車税全額を負担するものとします。
2. 落札店が軽自動車税の税止め処理を怠り、前所有者に翌年度分自動車税が請求された場合、落札店は税止め不備ペナルティ１万５千円を出品店に支払うものとします。

第 10 条 （自動車税非課税または減免の車輌）

成約車輌が自動車税非課税または減免の車輌で、移転登録時に登録の都道府県において月割自動車税の課税がされた場合、出品店は移転登録時に課税された月割自動車税相当額を負担し、落札店に支払うものとします。この場合については第 9 条第 1 項に定める自動車税未納ペナルティの対象としないものとします。

第 11 条 （自動車損害賠償責任保険）

自動車損害賠償責任保険の使用の本拠が沖縄県や離島で保険料が本土と異なり、追徴金が生じる場合、落札店からの成約日の属する月の翌月末日までの申告を条件に、出品店は落札店に追徴金を支払うものとします。

クレーム規程

第 1 条 （総則）

1. 本規程は当社が主催する Quick x ワンプライスにおけるクレーム処理について定めるものである。
2. 出品店は車輌の出品に際して、充分な点検・整備・確認を行い、クレームの発生を事前に防止するよう努めなければならない。
3. 落札店は掲載車輌について掲載内容を十分に確認し、落札した際はクレーム申告期限内にお買い上げ票と当該車輌との差異がないか再度確認しなければならない。
4. クレームが発生した場合、当該車輌の出品店・落札店は当社と協力してクレームの早期解決に努力しなければならない。
5. 提携落札会場のクレーム規約を考慮し、当社判断にて裁定を行い当事者はこれに従わなければならない。

第 2 条 （受付）

1. 落札車輌のクレーム受付は、申告期限日（車輌到着日含む 3 日目）の当社営業時間内に申告されたものに限ります。但し、期限日が休業日の場合、翌営業日を期限日とします。

   クレーム受付窓口） ： 月曜日～土曜日 9:30～17:00
2. 出品店との交渉は当社を通して行うものとします。
3. クレームの受付は、1台に付き1回とします。但し、申告期限が異なる内容で当社が認めた場合はその限りではありません。

第 3 条 （事実の確認）

1. クレーム受付後、現状確認のために要する点検はディーラーで実施し、見積り代等の費用は、落札店負担とします。また事故疑いの場合、第 3 者による査定実施費用は落札店負担とします。（当社が認めた場合は除く）
2. クレーム処理を公正に行う為に、事実の確認を次の方法で行います。
   1） 当社の指定した場所に車輌を一旦引き取った上での確認
   2） 当社の指定した検査員または代理人による出張確認
   3） 画像による内外装損傷の確認
   4） 陸送会社車輌状態確認書による確認（但し、搬出時に出品店サインがある場合に限ります）
   5） その他の方法による確認
3. 当社が最終の裁定を行う為の確認に要した費用は、クレーム等が事実であった場合は出品店負担とし、事実でなかった場合は落札店負担とします。

第 4 条 （裁定）

1. クレームの解決に当っては、当社が年式、走行距離等を考慮した上で、総合的判断をもって裁定を行います。
2. 当社が裁定した結果については、如何なる場合も当事者はこれに従うものとします。
3. 裁定の種類は以下の通りとします。
   1） キャンセル

   出品店は、落札料、往復陸送代、ペナルティ、及び当社が認めたキャンセルに関わる実費相当額を負担するものとします。但し、ペナルティ及び、実費相当額の負担の有無はクレームの内容により異なります。
   2） 値引き（当社手配による部品支給も同様の扱いとする）

   中古部品がなく、値引きでの解決をする際、中古部品相当額を基準とします。

   新品（純正・OEM 品）を基準とする場合は、走行距離、年式経過に伴う減額を考慮し決定します。

   内装、外装クレームの値引きに関しては、評価点、車輌価格を総合的に判断し、値引き額を決定します。

3）部品支給

出品店は裁定結果による部品を落札店に支給するものとします。部品は中古品を基準とし、支給前に出品店の責任において正常なものと確認し支給することとします。この場合、落札店は現物到着日含む 3 日以内に確認を行うこととします。

部品支給を落札店が希望するが中古部品がない（7 日間：出品店・落札店・当社が探したが見つからない）場合、当社判断により中古部品相当額の値引き対応とします。

4）ノークレーム

申告内容、点検結果等において処理基準に当てはまらない場合は、クレームとして認めないものとします。また、不具合でメーカー保証が有効な場合はそれを優先とします。

4. 落札車輌において、前条に関わらず下記の項目に関しては免責として契約の解除、クレーム値引き及び損害賠償の対象としない。

但し、当社が免責不相応と認めたものに関してはこの限りではない。

1） クレーム申告中に、譲渡書類に記入(出品店が本来記載する場所を除き)を行った場合
2） クレーム申請中に、転売、移転・新規登録及び抹消登録（輸出抹消、永久抹消含む）を行った場合
3）クレーム申告中に、当社及び出品店の了承を得ないで加修・修理を行った場合
4）クレーム申請日を含む7日間を経過し、申告者から内容詳細資料（画像・見積書）の提出がない場合
※内容詳細資料提出期限の延長申請は、申告日含む3日以内とします。
その際、自己都合の理由による延長申請は認められません。
5）クレーム対象となる交換部品、欠品及び損傷が、国産車2万円（税別）、輸入車3万円（税別）以下の場合、但し、セールスポイント等の記載、申告があるものは除く
6）メーカー保証で対応可能な場合の修理代（保証継承に要する費用は除く）
7）部品交換工賃・整備工賃（エンジン・ミッションのオーバーホールなど、内容により一部整備工賃は制限の対象外）
8）年式経過15年以上、走行距離15万キロ以上、落札額が20万円未満の場合
9）総合評価点が2点、1点、R点や走行不明車、メーター改ざん車、並行輸入車、低価格車（セールスポイント等の記載や申告内容との相違、エンジン、ミッション等の主要箇所の重大な不具合や当社が判断する重大な瑕疵の発覚の場合は除く）

※但し、上記に当てはまる場合でも、当社が認めた場合はこの限りではありません

第５条　（クレーム事項の受付期間と裁定）

クレーム事項の受付期間と裁定

	クレーム事項	クレーム受付期間				
		評価点付	R点	低額車 10万円以下	10年・ 10万km超	
1	年式 （輸入車モデル年式含む）	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：ペナルティー2万円＋陸送代＋全手数料
2	初年度登録月相違	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	＜6ヵ月以上の相違＞ キャンセル時：ノーペナキャンセル＋陸送代＋全手数料 値引時：1ヵ月あたり、普2.5千円、軽1.5千円（上限は12ヵ月） ＜6ヵ月未満の相違＞ キャンセル不可（特殊事情がある場合当社判断） 値引時：1ヵ月あたり、普2.5千円、軽1.5千円
3	車名	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	書類確認が必要なものは、書類到着含む7日以内
4	グレード相違 （パッケージオプション含む）	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	上位グレードの場合は、基本的にノークレーム（当社判断）
5	ディーラー・並行相違	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代＋全手数料
6	型式・排気量・Nox	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	書類確認が必要なものは、書類到着含む7日以内 Noxに関しては、書類到着含む7日以内
7	ドア・形状	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	バン、ワゴン等、書類確認が必要なものは、 書類到着含む7日以内
8	定員・積載	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代＋全手数料 但し、画像にて確認できる場合は除く
9	車歴	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	レンタ・営業車等　（1、2、4ナンバーはノークレーム） キャンセル時：ペナルティー2万円＋陸送代＋全手数料 値引時：2万円
10	車検	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	＜6ヵ月以上の相違＞ キャンセル時：陸送代＋全手数料 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円（上限は12ヵ月） ＜6ヵ月未満の相違＞ キャンセル不可 値引時：1ヵ月あたり、普5千円、軽3千円 ＜車検付申告が抹消であった場合＞ キャンセル時：ペナルティー2万円＋陸送代＋全手数料 値引時：個別対応
11	車体色相違	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	車体色と色コード（カラー番号）が異なる場合は、 色コードを優先とする
12	色替え					必要により現車確認とする
13	シフト相違	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	AT→MT、5速→4速、特殊MT（2ペダル）など ※但し、フロア、インパネ、コラムなど、 そのモデルに存在しない場合はノークレーム
14	冷房・装備品の有無	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	画像にて確認できる場合、 モデル、グレードに存在しない場合はノークレーム
15	燃料相違	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ガソリン、ディーゼル、電気等 但し、モデル、グレードに存在しない場合はノークレーム
16	セールスポイントの 不良・有無	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	グレード欄、セールスポイントに記載された装備品が不良、 又は無かった場合は、年式・評価点・落札価格を問わず クレームとする
17	保証書の有無	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	有効期限有り（落札店からのキャンセル可） 値引の場合は、登録後1年以内5万円、3年以内3万円 それ以上は1万円とする。
18	諸元相違 （長さ・幅・高さ）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	但し、当社が相当と判断した場合はクレームとする
19	ダンプの土砂以外の 未記入	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	改造しているもの（未公認）及び判断の困難なものは受付 （書類到着日含む7日以内）

クレーム事項			クレーム受付期間				
			評価点付	R点	低額車 10万円以下	10年・ 10万km超	
内装	20	内装焦げ・切れ・しみ・異臭	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	但し、当社が相当と判断した場合に限る
	21	標準装備品の欠品	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	ノークレーム	部品代2万円以上のものとし、ホイールナット及び リモコンキーの欠品はノークレーム
外装	22	フロントガラス割れ	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	23	社外マフラー	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	24	溶接部品交換 （リヤフェンダー・バックパネル等）	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	25	足廻り改造	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
電装	26	P/W・ドアミラー作動不良・オーディオ不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車輌
	27	純正ﾃﾚﾋﾞ・純正ﾅﾋﾞ・ｻﾝﾙｰﾌ・ﾊﾟﾜｰｽﾗｲﾄﾞﾄﾞｱ・ｴｱｺﾝ・ｾﾙﾓｰﾀｰ・ﾀﾞｲﾅﾓ・ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	28	その他の電装関係	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	ノークレーム	初年度登録から5年以内の車輌
機関・機構	29	ｴﾝｼﾞﾝ異音・不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	30	噴射ﾎﾟﾝﾌﾟの不良または燃料漏れ	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	31	ﾀｰﾎﾞ・ｽｰﾊﾟｰﾁｬｰｼﾞｬｰ不良及び改造	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	32	ﾗｼﾞｴｰﾀｰ不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	33	ｸﾗｯﾁ滑り	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	34	ﾐｯｼｮﾝ異音・不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	35	ﾃﾞﾌ・ﾄﾗﾝｽﾌｧｰ・ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	36	ﾄﾞﾗｲﾌﾞｼｬﾌﾄ不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	37	ABS・ﾌﾞﾚｰｷ不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	パット・ローターはノークレームとする
	38	ｴｱﾊﾞｯｸﾞ作動跡未修復	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	キャンセル時：陸送代＋全手数料

		クレーム事項	クレーム受付期間 評価点付	R点	低額車 10万円以下	10年・ 10万km超	
機関・機構	39	ｼｮｯｸ・ｻｽ不良 （ｴｱｻｽ・ｱｸﾃｨﾌﾞのみ）	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	40	ﾊﾟﾜｽﾃ・ｷﾞｱﾎﾞｯｸｽ・ ﾎﾟﾝﾌﾟ不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	41	ｷｰ違い （ｴﾝｼﾞﾝｷｰとﾄﾞｱｷｰが違う 場合）	ノークレーム （当社判断による）	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	42	強化クラッチ	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
その他	43	職権打刻（国産のみ）	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	
	44	登録遅れ	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	その車輌のモデルチェンジ、マイナーチェンジ後、 年を越えて登録された車輌
	45	型式改・構造変更の 表示なし	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	
	46	型式指定・類別番号な し	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	
	47	記録簿の有無	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	
	48	ワンオーナー	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代＋全手数料 値引時：2万円
	49	ﾒｰﾀｰ（積算計）の故障	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	
	50	ナビロム・リモコン等 付属部品の欠品	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	セールスポイントに記載された場合は、部品代が2万円未満で あってもクレームとし、現品支給または値引きとする
	51	ｺｰｼｮﾝﾌﾟﾚｰﾄ欠品の申 告漏れ	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	
	52	車検証備考欄の走行 距離相違	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	キャンセル時：ペナルティー5万円＋全諸経費
	53	前項各本文に該当す る場合でも、当社が相 当と認めた場合					クレーム申請を容認し、適宜裁定を下すことができる

※全諸経費とは出品料・成約料・落札料・往復の車輌陸送代・当社が認めるその他の経費

第 6 条 （契約の解除を伴う重要事項のクレーム）

契約の解除を伴う重要事項のクレーム

クレーム事項		クレーム受付期間				
		評価点付	R点	低額車 10万円以下	10年・ 10万km超	
1	盗難車 遺失車両	無期限	無期限	無期限	無期限	左記事項が発覚した場合、当該車輌の出品店が全責任を負うものとし、第3者により当該車輌及び移転登録書類が押収・差押えされた場合でも、その理由の如何を問わず問題発覚時に速やかに車輌代金、キャンセルペナルティー10万円、当社が認める全諸経費を落札店に返還するものとします。
2	メーター改ざん・交換・1回転申告漏れ	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む 30日以内	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む 30日以内	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む 30日以内	落札日含む180日以内 または 書類到着日含む 30日以内	キャンセル時：ペナルティー5万円＋全諸経費 ※車検証、整備記録簿等（認証・指定工場によるもの）送付した書類から判明する場合は、書類到着日含む30日以内とする
3	冠水車	落札日含む 90日以内	落札日含む 90日以内	落札日含む 90日以内	落札日含む 90日以内	当社が相当と判断した場合に限り、 ペナルティー5万円＋全諸経費
4	消火器散布跡	落札日含む 90日以内	落札日含む 90日以内	落札日含む 90日以内	落札日含む 90日以内	当社が相当と判断した場合に限り、 ペナルティー5万円＋全諸経費
5	接合車	落札日含む 180日以内	落札日含む 180日以内	落札日含む 180日以内	落札日含む 180日以内	当社が相当と判断した場合に限り、 ペナルティー5万円＋全諸経費
6	ｴﾝｼﾞﾝ乗せ替え （規格外）	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	キャンセル時：全諸経費
7	ﾐｯｼｮﾝ乗せ替え （規格外）	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	書類到着日含む 30日以内	キャンセル時：全諸経費
8	グレード違い(限定車・記念車・パッケージ等含む)	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代+全手数料
9	型式違い（型式に『改』が付く場合、車種・グレード・排気量が相違する場合）	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代+全手数料
10	腐食により車台ナンバーが確認できない車輌、エンジン型式が確認できない車輌	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代+全手数料
11	排気量違い （設定のある場合）	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代+全手数料
12	8ナンバー未申告	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代+全手数料
13	コーションプレート違い・職権打刻未申告（並行車除く）	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	書類到着日含む 7日以内	キャンセル時：陸送代+全手数料
14	修復歴車・溶接部品の交換（評価点3.5点以上の車輌）	車輌到着日含む 3日以内	ノークレーム	ノークレーム	車輌到着日含む 3日以内	必要により現車確認とする
15	積算計の不良	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	車輌到着日含む 3日以内	キャンセル時：陸送代+全手数料

全諸経費…出品料・成約料（検付手数料含む）・落札料・往復の車輌陸送代・当社が認めるその他の諸経費
全手数料…出品料・成約料（検付手数料含む）・落札料

車輌輸送規程

第 1 条（指定輸送業者）

当社会員による落札車輌の輸送は、当社指定の輸送会社による自動輸送とします。

第 2 条（自動輸送）

1. 自動輸送とは、落札申込時「自動輸送同意画面」にて、その内容に同意することにより、落札確定と同時に輸送発注となるもので、当社指定輸送会社が車輌所在地より落札店が指定する輸送先に直接輸送することをいいます。
2. 自動輸送にかかる輸送料金は落札店が支払うものとします。

第 3 条（車輌引渡し）

1. 出品店は成約日翌日より成約車輌の引渡しが可能となるよう対応し、引渡し時には必ず車輌状態を確認することとします。出品店都合により、成約日翌日より 3 日以内に引渡しが行われない場合、落札店の意向による契約の解除、または落札店に対し3万円を上限として 1 日毎に 1 万円のペナルティを支払うものとします。
2. 車輌の不具合により搬出ができない場合、落札店の意向によりキャンセルができるものとします。
3. 第１項、第２項において落札店の意向によるキャンセルの場合には、出品店は落札店に対するペナルティ３万円と当社に対する成約料及び落札料を支払うものとします。
4. 第１項及び第２項において、車輌引渡しが期限を超過することを落札店が承諾した場合、ペナルティは発生しないものとします。
5. 輸送会社が運搬可能な状態であり、車高が著しく低い車輌、オイル漏れ・水漏れなどの理由により陸送が不可能と判断された場合、出品店は自らの責任で陸送可能な状態にすべきこととします。

第 4 条（車輌引取り）

1. 落札店（会場）は、出品店に連絡し、落札車輌を速やかに引取るものとします。
   輸送会社の理由により引き取りが遅くなる場合は、出品店と連絡を取り合い対応するものとします。

第 5 条（輸送中トラブル）

1. 輸送中に生じたキズや問題に関しては、当社は輸送会社と会員との仲裁に入る事が出来ません。
   責務のある当事者が担当した輸送会社との話合いを持って解決するものとします。

Ver. 2. 5. 1